

令和5年度
第5回 大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会
議 事 概 要

日 時：令和5年12月14日（木）9時30分～11時40分
場 所：咲洲庁舎21階 公害審査会室（WEB会議システムと併用での開催）
出席者：増田部会長、阪委員、佐久間委員、平井委員、畑委員

1 開 会

2 議事概要

議題1 「みどりづくり活動助成事業」の審査について（資料1）【非公開】

申請のあった1件について、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて、次の審査基準に基づき、項目ごとに20点の配点で審査。

【審査基準】

- ① 緑化を行う施設の役割や、緑化活動に必要な機能が十分に発揮できる内容となっているか。
- ② 適切な維持管理を継続的に実施できる計画となっているか、その体制づくりができているか。
- ③ 地域住民の協働による緑化活動となっているか。緑化活動を通じた地域の交流が計画されているか。
- ④ 整備後の具体的な活用方法が計画されているか。
- ⑤ 整備・管理費用について十分に検証され、市場価格等から勘案して適切な内容となっているか。

各審査委員の評価点（上記①～⑤の評価点合計）の平均値（小数点以下第1位を四捨五入）により事業の順位付けを行い、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。審査に当たっては、各審査委員の評価点の平均値が60点に満たないものは不採択とする。（今回は申請件数が1件のみであったため、順位付けは実施せず）

申請のあった1件について、審査の結果、評価点の下限値以上であり、採択（附帯意見付き）について妥当と判断。

議題2 「おおさか優良緑化賞」の選考について（資料2）【非公開】

応募のあった施設について、事務局から緑化概要を説明し、以下の選考基準に基づき、項目ごとに各20点の配点で評価を実施した。

各委員の評価点の合計点数（上記①～⑤の評価点合計）により順位付けを行い、評価点及び順位を踏まえ、奨励賞以上とするものを選考し、その中から大阪府知事賞の選考を実施。上記受賞施設について、生物多様性⑥の評価点により順位付けを行った上で、生物多様性賞を選考。

【選考基準】

- ① 緑量：義務緑化面積の概ね二割を超える緑地が確保され、視覚効果の高い緑化が行われているもの
- ② 公益性：周辺環境との調和や敷地外部への貢献など、公益性の高い緑化が行なわれているもの
- ③ 配置・デザイン性：スペースの利用、配置やデザインに工夫された緑化が行なわれているもの
- ④ 緑化技術：新技術の導入や技術面の工夫がされた緑化が行なわれているもの
- ⑤ 維持管理：適切に維持管理されているもの
- ⑥ 生物多様性：生物多様性に配慮した緑化が行われているもの

各選考委員の評価点の合計により、順位付けを行ったうえで、特に優れた取組みが行われている施設として3件を大阪府知事賞、それに準ずる取組みを行った施設として6件を奨励賞とし、生物多様性に配慮した取組みを行っている4件を生物多様性賞とすることが妥当と判断。

また、次年度以降の選考基準において、項目②の“公益性”に、“周辺の景観への負のインパクトは発生していないか”を追加する提案があり、次回選考時より追加。

議題3 新たな顕彰制度の創設について（資料3） 【公開】

事務局より、新たな顕彰制度（小規模部門）の創設の制度内容や選考基準案について説明し、各委員から意見を伺った。委員からの主な意見は以下のとおり。

■新たな顕彰制度（小規模部門）の創設について

- ・小規模部門を設けることは良いと思う（全委員）

■採択点・表彰部門について

- ・全体として、まずは2、3年実施してみたら、やり方を固めていく方向で良いと思う。採択点についても、初めから75点と定めずにやってみるべき。また、応募件数が増える場合を想定し、事務局採点の提案があるが、応募多数とは限らないため、まずは委員採点で始めてはと思う。（増田委員）
- ・表彰部門についても、生物多様性賞までは必要ないが、初めから奨励賞だけに狭めるのではなく、知事賞まであって良いと思う。（増田委員）
- ・社会的評価など応募の動機付けともなるので、知事賞があると良いと思う。（畑委員）
- ・表彰式の有無についても、受賞件数も踏まえて検討していく形で良いと思う。（増田委員）

■その他

- ・事例集の講評については、受賞件数を踏まえて、例えば事務局で素案を作成するなどでも検討していければ良いと思う。（増田委員）
- ・賞状の交付は、紙での送付ではなく、最近はオープンバッジでデジタル証書を行っているケースが増えているので、検討できたらと思う（阪委員）

※議題4については、次回審議項目として見送り。